

平成二十六年年度大会宣言

平成二十四年十二月、現在の内閣は充足と同時に、戦後レジームからの脱却を掲げ、金融緩和、経済、外交、教育など広範囲にわたる改革に着手いたしました。今日に至るまで新たな成長戦略、安全保障等の諸問題に対しての様々な施策が展開されております。

平成二十五年一月、内閣の最重要課題の一つである教育改革を推進するための「教育再生実行会議」が設置され、平成二十五年度中には四次にわたる提言がなされました。

第一次提言の「いじめ問題等への対応について」を受け、昨年六月に、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。また、本年四月には、義務教育諸学校における「心のノート」が全面改訂され、新たに「私たちの道徳」が配布されることになりました。また、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が第一八五回国会において成立し、本年四月入学生より、新たな制度として「高等学校等就学支援金制度」が適用されました。さらに、地方教育行政の権限と責任の明確化のため、第二次提言「教育委員会等の在り方について」を報告し、中央教育審議会への諮問を経て、第一八六回国会において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、首長を責任者とする教育委員会制度が充足することになりました。第三次提言における「これからの大学教育等の在り方について」に関しては、スーパーグローバル大学の創設支援、大学のガバナンス改革の推進、英語教育改革実施計画などについて検討がなされてまいりました。第四次提言では「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」報告し、中央教育審議会において「達成度テスト(仮称)」の在り方を含む高大接続の改善等について審議経過報告が取りまとめられています。

そして、義務教育や無償教育、学校段階の区切り、高等教育、職業教育等の論点を含む「今後の学制等の在り方について」の第五次提言がなされました。

この一年間の、我が国の教育制度の根幹にかかわる大きな変化の流れの中で、各学校では、豊かな情操や規範意識、人権感覚の啓発、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性・公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育、防災教育を推進するとともに、体験活動や読書活動の充実を図る必要があります。さらに、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けさせるため、社会教育施設のみならず異校種や企業、NPO法人等の多様な教育資源の提供主体との連携を一層深めていくことが不可欠です。

私たち教頭・副校長は、常に高い識見と広い視野を持ち、教育行政や内閣府の動向を注視しつつ、さまざまな教育課題の解決に向けて率先して行動し、リーダーシップを発揮するとともに、研鑽・研鑽に励み、その成果を共有し、経験と体験を交流する機会を持ち続けなければなりません。

また、主幹教諭・指導教諭等、学校運営組織の中心となる人材を発掘・指導・育成し、学校の活性化・特色化を図り、未来を展望し、社会とつながり、挑戦する人づくりのために、たくましく生きる力を育てる高校教育を推進する覚悟です。

これらのことを銘記し、もって学校教育の充実・発展を期し、次の事項の実現に尽力することをここに宣言します。

- 一、心身ともに健康でたくましい生徒を育てる安全かつ快適な学校の整備
- 一、確かな学力と豊かな感性、規範意識・公共の精神を備えた生徒の育成
- 一、主幹教諭・指導教諭等、学校運営・学校組織を担う教員の確保と育成
- 一、教頭・副校長の研修・研鑽、経験・体験を交流する機会の維持と推進

平成二十六年七月三十一日

第五十三回全国高等学校教頭・副校長会総会及び研究協議大会